

## 寒河江市認知症はいかい声かけソング使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別表に定める寒河江市認知症はいかい声かけソング（以下「声かけソング」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

### (声かけソングの使用)

第2条 声かけソングは、認知症に係る行方不明者の早期発見、保護のための普及啓発活動を目的に行う国、都道府県又は市町村が、別表に定める曲のメロディ、速さ、歌詞（方言部分を除く。）を変えない場合は、次条による手続きにより声かけソングを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 声かけソングのイメージを損なう、又は損なうおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 営利を目的として使用する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認める場合

### (使用手続)

第3条 声かけソングを使用しようとする者は、あらかじめ寒河江市認知症はいかい声かけソング使用承諾申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、声かけソングの使用の承諾をしたときは、寒河江市認知症はいかい声かけソング使用承諾通知書（様式第2号）を、承諾をしなかったときは寒河江市認知症はいかい声かけソング使用不承諾通知書（様式第3号）を、当該申請を行った者に交付するものとする。

3 市長は、前項による寒河江市認知症はいかい声かけソング使用承諾通知書を交付する際は、声かけソングの楽譜とCDを提供するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、声かけソングの使用について条件を付することができる。

### (使用料)

第4条 声かけソングの使用料は、無料とする。

### (権利の設定等の禁止)

第5条 声かけソングを使用する者（以下「使用者」という。）は、音楽著作権管理事業者（著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第2条に掲げる音楽著作権管理事業者をいう。）への管理委託、音楽出版社との著作権契約による自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 声かけソング使用の承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第7条 市長は、使用者がこの要綱に違反した場合は、声かけソングの使用の取消し又は必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により声かけソングの使用を取り消したときは、使用を取り消された者に対し、寒河江市認知症はいかい声かけソング使用取消通知書(様式第4号)を速やかに交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により声かけソングの使用を取り消した場合において、使用を取り消された者に生ずる損害については、その責めを負わないものとする。

(責任の制限)

第8条 使用者が声かけソングの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第9条 声かけソングの使用に関する庶務は、寒河江市高齢者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、声かけソングの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日から施行する。

# 認知症はいかい声かけソング 「どさ、いぐなやっす？」

作詞 寒河江市地域包括支援センター

作曲 大沼広美

The musical score is written in 4/4 time and consists of eight staves of music. Each staff includes a treble clef, a key signature of one flat (F major), and a 4/4 time signature. Chord symbols are placed above the notes. The lyrics are written below the notes.

C C Am Am  
こ ん な あ め な か こ ん な ゆ き な か

F F G C  
ど っ か ら 来 た な や ど こ さ 行 く な や

C F Ab  
(ど さ 行 く な や) 気 に な る 気 に な る

C C Dm Em  
に ん ち じ ょ う ひ と こ え か け て

F G C Am7  
ひ と だ す け ど さ ど さ ど さ ど さ

Fm7 G C Am7  
ど さ 行 く な や っ す (ど さ 行 く な や っ す) ど さ ど さ ど さ ど さ

F G C  
ど さ 行 く な や っ す

## 寒河江市認知症はいかい声かけソング「どさ、いぐなやっす？」

### 1番

(どさ、いぐなやっす)

#### こんな雨なか こんな雪なか

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしょう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」 (どさ、いぐなやっす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」

### 2番

(どさ、いぐなやっす)

#### こんな朝方 こんな夜

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしょう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」 (どさ、いぐなやっす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」

### 3番

(どさ、いぐなやっす)

#### 真冬にサンダル？真夏にセーター？

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしょう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」 (どさ、いぐなやっす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」

### 4番

(どさ、いぐなやっす)

#### 道の真ん中 わき目も振らず

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしょう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」 (どさ、いぐなやっす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやっす？」

## 5番

(どさ、いぐなやつす)

### ひとけない道 キョロキョロ歩く

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしよう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやつす？」 (どさ、いぐなやつす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやつす？」

## 6番

(どさ、いぐなやつす)

### ここはバイパス どこまで歩くの

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしよう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやつす？」 (どさ、いぐなやつす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやつす？」

## 7番

(どさ、いぐなやつす)

### こんなところに 座り込み

どっから来たなや どこさ行くなや (どこさ行くなや)

気になる気になる にんちしよう

ひと声かけて 人助け

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやつす？」 (どさ、いぐなやつす)

どさ、どさ、 どさ、どさ、

「どさ、いぐなやつす？」

寒河江市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

寒河江市認知症はいかい声かけソング使用承諾申請書

寒河江市認知症はいかい声かけソングを使用したいので、下記により申請いたします。  
なお、使用に際しては、寒河江市認知症はいかい声かけソング使用取扱要綱の規定を遵守  
します。

記

1 使用目的

認知症に係る行方不明者の早期発見、保護のための普及啓発活動

2 曲名・歌詞（方言部分）の変更

変更前	変更後
どさ、いぐなやっす	
どっから来たなや どこさ行くなや	
どさ、どさ、 どさ、どさ、	

3 問合せ先

機 関 名	
担 当 部 署	
担当者職氏名	
所 在 地	〒 -
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市認知症はいかい声かけソング使用承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました寒河江認知症はいかい声かけソングの使用について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 承諾内容
- 2 使用条件 （使用の際は、作詞寒河江市、作曲大沼広美を必ず標記すること。）

様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市認知症はいかい声かけソング使用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました寒河江市認知症はいかい声かけソングの使用について、下記のとおり不承諾といたします。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市認知症はいかい声かけソング使用承諾取消通知書

年 月 日付け 第 号で承諾しました寒河江市認知症はいかい声かけソングの使用について、下記の理由により、取り消します。

記

理由